

事業の継続を支援します

阿蘇市では、新型コロナウイルス感染症により、業績が悪化または経営に支障をきたしている市内の事業者の事業継続を支援する2つの支援策を創設しました。

圖まちづくり課 ☎ 22-3318

- ①阿蘇市内に本店を登記している法人もしくは阿蘇市内に住民登録がある事業主であること
- ②令和2年5月1日までに営業を開始していること
- ③当該事業により収入(売上)を得ている事業者で、今後も事業継続の意思があること
- ④25号に記載の対象となる業種を営んでいること

事業 事業継続支援には①事業継続支援補助金と②事業継続支援補助金(家賃補助)の2つがあります。支援を受けるには、左の4つの条件を全て満たしている必要があります。それぞれの詳細、その他の条件については以下のとおりです。

申 請方法は、①②どちらも共通です。どちらも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則として郵送による申請とします。

②家賃補助

●対象者

上記①～④の条件を満たし、かつ、以下の2つの条件を満たす者

- ①阿蘇市内の店舗等を賃借して営業をしていること
- ②家賃に係る賃貸借契約をかわしており、令和2年5月分の家賃が発生していること

●補助金額

店舗の5月分の家賃(消費税額および地方消費税額を除く)の2分の1に相当する額(千円未満の端数は切り捨て)とし、1事業者あたり5万円を限度とします。

●必要書類

- 1 阿蘇市事業継続支援補助金(家賃補助)申請書兼請求書(様式第1号)
- 2 誓約書(様式第2号)
- 3 営業許可証の写し、開業届の写し等事業内容が確認できる書類の写し、もしくは阿蘇市商工会が発行する証明書
- 4 月額家賃が記載されている賃貸借契約書の写し
- 5 振込先通帳の写し
- 6 その他市長が必要と認めた書類

①阿蘇市事業継続支援補助金

●対象者

上記①～④の条件を満たし、かつ、以下の2つの条件を満たす者

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みとして、一時休業や時短営業を行ったこと
- ②個人事業主である場合、当該事業により生計を営んでいること

●補助金額

1事業者あたり130,000円

●必要書類

- 1 阿蘇市事業継続支援補助金申請書兼請求書(様式第1号)
- 2 誓約書(様式第2号)
- 3 営業許可証の写し、開業届の写し等事業内容が確認できる書類の写し、もしくは阿蘇市商工会が発行する証明書
- 4 振込先通帳の写し
- 5 その他市長が必要と認めた書類

国の持続化給付金

●給付額

法人 200 万円、個人事業者 100 万円

●対象者

ひと月の売上が前年同月比で 50% 以上減少している事業者

●申請方法

「持続化給付金ホームページ」から電子申請

問 持続化給付金事業 コールセンター
☎ 0120-115-570



雇用継続への支援

1 雇用調整助成金の特例

事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者を一時的に休業などにした事業主に助成

問 熊本労働局職業対策課分室
☎ 096-312-0086



2 雇用維持・確保のためのアドバイザーを派遣

雇用調整助成金など国の雇用関係制度の申請を支援するため、県内事業所へ社会保険労務士をアドバイザーとして派遣。

問 熊本県社会保険労務士会
☎ 0120-45-1124



県の事業継続支援

1 熊本県休業要請協力金

今回の県からの休業要請に応じていただいた事業者に対し、一律 10 万円を支給。

※少なくとも 4 月 25 日(土)～5 月 6 日(水)まで全て休業していた事業者が対象

2 県の事業継続支援金

休業要請の対象となるか否かにかかわらず、感染拡大の影響を受けて売上げが減少(30～50%未満)した事業者に対し支給

問 県商工政策課
☎ 096-333-2828



 自動車整備業	 療術業	支援の対象となる10業種 (日本標準産業分類による)
 印刷業	 生活関連サービス業	
 飲食料品卸売業	 娯楽業	
 小売業	 教育・学習支援業	 飲食サービス業

申請方法

●郵送による申請

〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504-1
阿蘇市役所まちづくり課

①支援補助金担当

②家賃補助金担当 あて

※切手を貼付のうえ、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

●持込みによる申請

まちづくり課、内牧支所、波野支所
阿蘇市商工会本所、一の宮支所

※①②補助金の様式第1号および第2号は、市のホームページ、上記持込みによる申請窓口5ヶ所にて配布しています。

●申請締切

令和2年6月30日(火) (消印有効)

相談

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

県では、新型コロナウイルス感染症についての電話相談窓口を開設しています。相談窓口では、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応のほか、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触外来）の受診調整につなげます。次のいずれかに該当する人は、相談窓口へご連絡ください。

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある

◆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方（妊婦の方も念のため高齢者や基礎疾患等のある方と同様）

◆右記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤

などを飲み続けなければならない方も同様です。）

◆新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員に該当する方（症状の有無や接触した日からの経過日数は問いません）

新型コロナウイルス感染症に関するその他の情報は県ホームページや厚生労働省ホームページをご覧ください。

☎ 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口
096・300・5909

（24時間対応）

中小企業・小規模事業者向け

新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として、九州経済産業局のほか、県内でも相談窓口が設置されています。また、売上減少などが生じている県内中小企業は、県の融資制度を利用することができます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎ 096・333・2314
福岡県商工振興金融課

住宅宿泊事業者向け

観光庁において、感染症などを起因とした外国人観光客の減少など、経営環境の変化に直面している宿泊事業者向けの特別相談窓口が九州運輸局内に設置されています。詳しく

は、九州運輸局ホームページをご覧ください。

☎ 096・472・2330
九州運輸局観光部観光企画課

ひとり親家庭支援

新型コロナウイルス感染症の発生により、お困りのひとり親家庭の方々に対する相談窓口などを設置していますので、お気軽にご相談ください。

☎ 096・331・6736
福岡県ひとり親家庭福祉協議会

相談対応時間

火～金 午前9時～午後7時

土日祝 午前9時～午後5時

※LINEでの相談も受け付けています。



福岡県ひとり親家庭福祉協議会 LINE

☎ 22・3167
福岡福祉課子育て支援係

特別労働相談

熊本労働局において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主や労働者からのさまざまな労働相談に対応する特別労働相談窓口が次のとお

オンライン面会始めました
【スマートフォン・タブレット】

阿蘇温泉病院/愛・ライブ内牧/桃花水/みずあさぎの患者様・利用者様を対象にスマートフォンやタブレットでのオンライン面会を始めました。

詳しいご利用方法など、お気軽にお問い合わせ下さい。 **医療法人社団 坂梨会 0967-32-0881(代表)**

り設置されています。

●ところ

熊本労働局雇用環境・均等室

【総合労働相談コーナー】

(熊本市西区春日2・10・1 熊

本地方合同庁舎 A棟 9階)

※各労働基準監督署内に設置している総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています。

●とき 午前8時～午後5時

(土日祝除く)

●対象 求職者、労働者、事業主など

☎096・352・3856

人権相談

新型コロナウイルス感染症に感染された方やご家族、職場の方や知人の方などの接触された方々、その他の関係者の方々に対し、不確かな情報に基づいて、不当な扱いや、いやがらせ、いじめ、誹謗・中傷などをしたいようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して人権侵害を受けた場合は、窓口で相談をお受けしていますので、ご連絡ください。

図県人権同和政策課

☎096・333・2299

熊本県外国人サポートセンター

県では、外国人の方やそのご家族に安心して生活していただけるよ

う、多言語(日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語など)により広く相談を受け付けています。お電話、メールまたは来庁により相談可能です。お困りの際は、お気軽にご相談ください。

●とき 午前8時30分～午後5時15分

(土日祝除く)

●ところ 県庁行政棟本館7階

エネルギー政策課横

☎080・4275・4489

お知らせ

中小企業向けガイドブック

県では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けられている中小企業者の方向けに、経営等相談窓口や各種融資・補助制度、雇用関係の助成金などをまとめたガイドブックを作成しました。

順次、内容を更新してまいりますので、詳しくは「熊本県 新型コロナウイルス 支援ガイドブック」で検索してください。

図県商工政策課

☎096・333・2313

インターネットで農業情報を提供しています

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、農家の方々への直接的な営農相談や農業情報の提供が困難な状況です。県では、農業情報サイト「アグリくまもと」において緊急情報をはじめ多彩な技術情報、今話題のスマート農業などの営農情報を提供していますので、ぜひご利用ください。また、メルマガ配信も実施しておりますので、ご登録をお願いします。

図県農業技術課

☎096・333・2380

令和2年度特定不妊治療費助成事業の年齢要件を緩和します

新型コロナウイルス感染症防止の観点から特定不妊治療を延期した場合、助成対象者・通算助成回数の年齢要件を以下のとおり緩和します。

●助成対象者

初回治療開始日の妻の年齢が44歳に達する前日までの夫婦

●通算助成回数

初回助成時の治療開始日の妻の年齢が41歳未満の場合、通算助成回数6回

※詳しくは「熊本県特定不妊治療費助成事業」で検索してください。

図県子ども未来課

☎096・333・2209



お笑い大衆演芸 いるは座

【開催日】 2020年7月17日(金)

第1部 13:00~(食事11:30~)
第2部 16:30~(食事18:30~)

【料金】 日帰りの方 3,500円
(観覧料・食事代・入浴料込み)

※新型コロナウイルス感染状況により公演を中止する場合がございます。
■掲載の料金はすべて消費税が含まれています。■掲載のイラストはすべてイメージです。

かんぽの宿 阿蘇 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5936

2020年5月 日本郵政株式会社かんぽの宿阿蘇提携 TEL 0967-22-1122

【日帰り入浴スタンプカード等について】

日帰り入浴スタンプカード及び入浴招待券の有効期限は、ご利用再開後、延長いたします。

【館内外の工事予定について】

外壁塗装等の工事により、客室等からの眺望への影響や入浴時間に変更がある場合がございます。詳細は当館へお問い合わせください。

広告